

# 社会福祉法人清慈会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標1：育児休業に関する定めを全員に周知する

〈対策〉

令和3年4月～ 諸制度(法律や給付金等)に関して周知

目標2：男性の育児休業の取得促進する

〈対策〉

令和3年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知

目標3：配偶者の出産の際に、出産から3日間の連続した特別有給休暇制度について周知する

〈対策〉

令和3年4月～ 周知・啓発を行い、休暇を取りやすい環境を整備

# 社会福祉法人清慈会

## 女性の活躍を推進するための行動計画

職員が仕事と家庭生活との両立を図れるよう次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月27日～令和8年3月31日
2. 目標と取組内容

目標1：時間外労働削減への取り組みを行い、一人平均1時間以下とする

〈取組内容〉

- ①所定外労働の状況の把握
- ②所定外労働の原因分析を行い、業務の見直し、作業の効率化を図る
- ③ノー残業デー（定時退社）導入について検討する
- ④管理者に対し、所定外労働の管理徹底を行う